

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話03) 3377-4649

FAX(03) 3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

二十三年余の団結とその力 総論

山下 俊幸……………2

国鉄闘争の総括運動の視点(一)

保守二党制の帰結(一)

伊勢 太郎……………5

―エンゲルスとレーニンの考察―

◇資料と解説◇

独占資本主義下の自由競争

編集部……………6

環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる

資料1 経済三団体見解(二〇一〇年十一月十一日)

早期参加を求めろ……………7

資料2 連合談話(二〇一〇年十一月九日)

政府の強いリーダーシップ期待……………7

資料3 金属労見解(二〇一〇年十一月五日)

早期参加を求めろ……………7

資料4 基幹労連事務局長談話

市場喪失、生産拠点海外流出、雇用の喪失……………8

裁かれるべきは都教委・悪都議

増田 都子……………8

―「分限免職取り消し」裁判―

JALパイロット九四名指名解雇……………10

たたかいが労働法の出発点

茨城ユニオン……………11

―戦後労働運動制の推移―

読者からのおたより……………13

旬刊 社会通信

NO. 1087

二〇一一年一月一日号

二〇一一年一月一日発行
(毎月一日・十五日二回発行)

二十三年余の団結とその力 総論

国鉄闘争の総括運動の視点、(一)

はじめに

国鉄闘争の総括運動を進めるにあたって、どのような視点で行うか、というのは極めて重要だと思えます。

結論の二二〇〇万円の解決金について、その金額の評価は別にして、二三年間苦闘してきた闘争団当事者自らが、受け入れを決断したことを重く受け止め、理解し支持することが、今、私たちに求められています。

私たちが総括運動を開始するにあたって、重視しなければならないのは、闘争の結果だけではなく、国家権力が総力をあげた三〇年に及ぶ攻撃の内容、それと対峙して闘った反撃の中味と教訓をどのように学んでいくか、これからの労働運動にどう生かしていくのか、という問題意識をもって話を進めます。

私たちは、かつて三池闘争の総括、一言で言えば「長期抵抗統一路線」、その三池闘争から労働運動の理論と実践を学び、運動を展開し成長してきました。

国鉄闘争二三年闘ってきて、前段の攻撃を入れれば三〇年ほどになります。その成果と教訓をもとに、今後の労働運動の指針となるべきものを作り上げていく必要があるだろうと思えます。

これから労働運動を担うべき若い労働者が自信をもって活動できる現代版の新しい「運動指針」「行動指針」作りが必要だと考えています。その点では国鉄闘争は、攻撃の規模・内容、そして反撃、攻防は「宝の山」であり、絶好の教材であるといえます。

今回の解決は「勝利的解決」か、と聞かれることが度々あります。雇用問題が残っていますので、現時点で全体的評価はできませんが、「勝利的」とまでは断定できないまでも「負けなかった」とは言えるのではないか、と思います。

また、闘争当事者が「泣き寝入りせず、闘って良かった」と総括できるようになれば、「勝利的」と言って良いと思えます。

闘いの原動力は学習に裏打ちされた労働者魂

今回の解決案というのは四回目です。

一回目は九二年五月二八日の中労委の「最終解決案」です。内容は、①一ヶ月間JR各社に採用する。労務の提供はしない。②本州三社、四国、貨物会社は北海道・九州で採用募集する。

二回目が村山政権下で検討された「細谷試案」です。大雑把に言えば、いずれも「解雇撤回」即「退職」いうものです。三回目が「四党合意」、今度が四回目で、与党三

党（民主・国民新党・社民）と公明の四党で作って、政府に申し入れたという案が基礎になっています。

「負けなかった」というのは、この闘争には、いくつかの危機がありました。今までに、何度も潰れそうになって、そこからまた立ち上がってきたという経過があります。

最初の危機は、国労脱退が続出する中で、八七年の四月一日、七六二八名という大量の解雇者が出たことです。

日本最強の労働組合と言われた国労。民間御用組合出身の私にとって、国労は憧れであり、目標でありました。

国労の内部の人たちにも、「分割・民営化」は阻止できる、あるいは「分割・民営化」が阻止できないとしても、生首が飛ぶようなことはありえない、解雇は阻止できる、と考えていた人も多数いたと思います。

私たち国労以外の運動家も、あの反マル生闘争を闘い抜き、スト権闘争を闘い抜いた国労が、しかも三池闘争の教訓を忠実に職場闘争として実践してきた国労が、そんな簡単に倒れるわけがない、解雇まではない、と考えていたと思います。

国労の職場闘争、反合理化闘争、権利闘争の土台となっていたのは、言うまでもなく体系的な労働者の学習闘争でした。伊豆の「国労教育センター」を中心に、各地方機関でも、体系的学習が定着していましたし、支部、分会、青年部でも学習・討論が定着していました。

また、活動家の層も厚く、労働者個々人の学習意欲も高く、労働者意識という点では、他の労組とは比較になりません。従って、七六二八名大量の首切りが出ることは考えられなかったわけです。

自発的退職を狙った雇用対策

しかし、国労を潰し、総評・社会党を解体するという、いわば戦後政治の総決算をめざす権力側の並々ならぬ意思と実行によって、私たちの考えは脆くも吹き飛ばされました。

そして、七六二八名が清算事業団雇用対策支所に送り込まれました。事態を深刻に受け止めた国労本部は、被害者を最小限に食い止めるためと、国労組織を守り反撃に転じるために、当事者に「広域採用」に応じるよう説得。他方、地労委闘争を全国各地で開始して不当解雇撤回の闘いをスタートさせました。

当時の清算事業団雇用対策支所の状況は想像を絶する非人間的な扱いでした。当時「現代のアウトシュビッツ」とも言われました。これを持ち切ったというのが大きかったです。

再就職の斡旋とは名ばかりで、中には存在しない架空の会社や、既に倒産している会社、居酒屋、パチンコ屋など、まじめな斡旋とは言いがたく、あきらめて自ら退職して職を求めた人も大勢いました。

毎日が自学自習で、ほとんど仕事もないなかで、墮落したところは墮落してしまいました。それなりに創意工夫して、当局に抗議したり、学習したり、議論したり、行動したところは乗り越えられたと思います。

二回目の危機は九〇年四月の二度目の解雇です。これはご承知のとおり、社会党と当時の自民党の間で、清算事業団の雇用対策で「再就職未内定者がいた場合、雇用の斡旋業務を二年延長する」つまり、清算事業団の雇用対策を三年から五年に延長する、ということが第一〇七特別国会で国鉄改革関連法案を参議院で通すにあたって、確認事項として調印されています。

権力側は九〇年一月から二月の前般まで、二年延長するのか、あるいは解雇を強行するのか、という分析をしています。ここで解雇を強行すれば、一部を除いて、そのほとんどがあきらめる、という判断をしています。

その時の想定では、おそらく二、三十名という分析結果だったと思います。その程度しか残らないという判断のもとに解雇を強行した。ところが一〇四七名残ったということです。これは権力側の思惑を超えたと思います。

「組織的自活体制」が闘い継続の原動力

問題は、その一〇四七名には賃金が出ないわけです。対象人数が多すぎて、国労として犠牲制度を活用することはとてもできません。

私たちは既に小島中執を中心に、生活対策の準備に入っていました。当面、雇用保険の仮払い給付を受けながら、準備を進めつつ模索されたのが、民間争議団の闘争手法、いわゆる生活と闘いの両立を目指す、国労流に言えば「組織的自活体制」です。

この手法を確立するために、東京地評の平賀さん、小野寺さんなど、多くの人の経験と知恵で協力を頂きました。

音威子府の場合、当時四六人のうち三十数名が岩井さんの紹介で埼玉と神奈川に出稼ぎに出ていました。若く当時平均年齢三二歳ですから非常に気の毒でした。奥さんと別れて単身で働きに出るというのは、子供も小さいし大変だったと思います。

ともかく紆余曲折がありました。組織的自活体制作りが不十分ながらも一定程度進み、そして闘う体制が整ったということではないかと思っています。

もう一つ、「連帯する会」が結成されたのは八八年一月です。当時、「連帯する会」ができて、その資金で当事者はもとより家族、子供たちの上京行動や全国オルグなどができるようになりました。八九年頃からのことです。

二回目の危機であった九〇年四月の二度目の解雇というのは、前年の八九年一月二〇日の北海道地労委を皮切りに、九州でも続々と「地元JR採用を命ずる」完全勝利命令が下されたこともあり、怒りが頂点に達した時期でもありました。

本部から「組織的自活体制」の方針が示され、「これならやれるのではないか」「やるしかない」手探りで、不十分ながら「組織的自活体制」づくりが開始されたことによって内部から崩れることはありませんでした。

(山下 俊幸・つづく)

保守二党制の帰結（一）

—エンゲルスとレーニンの考察—

○九年の「八月政変」、自民党から民主党への政治権力の移行は、①歴史的パラダイムの転換、②明治維新にも匹敵する「変革」等々、論議を百出させました。それは民主党への期待の大きさを示すものでした。私は第一〇六〇号（〇九年十一月一日付）に『民主党の階級的基礎とゆくへ』と題し、次のように指摘しました。

「民主党の政策は自民党の独占本位—企業の成長—の経済成長ではなく、国民本位。そこで問われるのが財源だ。労働者・国民大衆の生活保証の財源をだれからとるか。財界、金持ちへの課税強化によるのか。ここにすべてがかかっている。今の民主党は予算案画定、執行の段階で真価が問われる」と。

民主党政権成立からわずか一年余でしかありませんが、民主党への期待はまさにシヤボン玉のようにしぼみ、今では第二自民党として地獄への坂を転がり落ちていきます。この民主党の有様はブルジョア議会制民主主義、その一つの姿である保守二党制について古いけれど新しいエンゲルスの指摘を再び考える必要を指し示しています。

「有産階級は普通選挙権をつうじて直接に支配するのである。被抑圧階級が、したがってこのばあいにはプロレタリアートが、まだ自己解放をとげるまでに成熟していないあいだは、彼らの大多数が、現存の社会秩序を唯一の可能なものとして認め、政治的には資本家階級のしっぽ、その最左翼であるだろう。しかし、彼らが自己解放へと成熟するにつれて、彼らはみずからを独自の党に結成し、資本家の代表者ではなしに自分たち自身の代表者を選挙するようになる。こうして、普通選挙権は労働者階級の成熟の尺度である。それは今日の国家では、けっしてそれ以上のものであることはできないし、またそれ以上のものにはならないであろう。だが、それでもまた十分である。普通選挙権の温度計が労働者がわの沸騰点を示す日には、労働者も資本家もともに、自分たちがどういふ情況にあるかを知るのである。」（『家族・私有財産・国家の起源』、岩波文庫版二一九頁）

また、レーニンはエンゲルスのこの指摘をさらに発展させ『国家と革命』で「支配階級のどの成員が議会で人民を抑圧し、踏みこむべきかを数年に一度決定すること—議会主義的立憲君主制だけでなく、もつとも民主的な共和制においても、ブルジョア議会制度の真の本質はまさにこの点にある。」（岩波文庫版六八頁）とするばかりか、議会主義に於ける政治の実態をこう記すのです。

『議会的でなくて行動的な団体』—このことばは、まったく今日の議会主義者や社会民主党の議会的『狎（ちん）』どもの急所をついている！アメリカからスイスにいたり、フランスからイギリス、ノルウェーその他にいたる、任意の議会主義国を一見したまえ。真の『国家』活動は楽屋裏でおこなわれ、各省や官庁や参謀本部が遂行している。議会では、『庶民』をあざむくという特別の目的でおしやべりがおこなわれているにすぎない。」（同、六九頁）

こんな政治の状況にいらだちかっ「喜こん」でいるのが、保守二党制を企んだ学者・文人といわれる輩です。東大学長になりあがった佐々木毅、そして北大から論壇に

デビューした山口二郎さんは学者というより政治家です。ねーは、東京新聞（十二月十二月付）をこんな書き出しで始めています。

「日本政治にメルトダウンの危機が迫っている。国家としての日本のメルトダウンの危機を実感する人々も増えてきた。その一方で、これまでの仕組みの破壊を追求するエネルギーには衰えが見られない。破壊のエネルギーはあっても創造の力はなお弱い。」（佐々木）

「永田町に再編、大連立という妖怪が徘徊（はいかい）するようになった。国会が終わって政府与党の政治家は予算編成に没頭するのかもしれない。派閥争いだの再編話だのうつつを抜かしている。こんなことだから民主党は国民の信頼を失うのだ」
今のような政治の仕組みづくりに加担したのが、そしてその中心的役割を演じたのがこのお二人なんですよ。そして彼らを読売新聞の大ボスや中曾根たちが背後で差配してたんです。民主党は党の「創造者」連中からも見放された！
（伊勢 太郎）

◇資料と解説◇

独占資本主義下の自由競争

環太平洋経済連携協定TPPをめぐる

FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）、TPP（環太平洋経済連携協定）：自由競争が世界の潮流となった。自由競争とは何か。資本主義と商品生産一般との基本的属性である。資本主義発達史上典型的な自由競争は、一九世紀イギリスが世界の工場として、世界市場を支配した時代だ。その資本主義的な自由競争は対立物である資本主義的独占にとって代わられた。一九世紀末から二〇世紀にかけてのことだ。

レーニンは帝国主義の簡単な定義として、「帝国主義とは資本主義の独占段階」と規定した。では独占とは何か。自由競争から発生しながら、自由競争を排除せず、自由競争のうえに、またこれと並んで存在し、このことによって、一連のとくに激しい矛盾、あつれき、競争を生み出すカルテル、トラスト、コンツェルンおよびこれらのものと融合し幾兆という金を自由に行っている三つやそこらの銀行資本である。

レーニンの時代、複数の帝国主義国が未開の世界に基地をつくった。いわゆる植民地政策としての「世界の分割」である。世界の分割、再分割は第一次、第二次の世界大戦となった。ロシア革命は、独占資本主義が「資本主義からより高度の経済的体制への過渡の時代」であることを実践で証明した。

世界市場をめぐる競争は社会主義世界体制対資本主義世界体制（いわゆる「冷戦」体制）を基本に、いくつかの帝国主義諸国間の競争と「同盟」というかたちをとった。かつての帝国主義国イギリス、フランスに代わり日本とドイツが急成長した。いわゆるG7である。一九世紀末から二〇世紀はじめ米・独が英にとって代わったように、今度は日・独が米にとって代わる、そんな不均等発展である。

二十世紀後半、社会主義世界体制が崩壊した。世界的反革命の始まりだ。それまでの「二極」が「一極」になった。アメリカは帝国主義の本能をむき出し、「反米」国家に軍事侵攻を開始、イスラエルはパレスチナへの入植という植民地政策を活

発化させた。一極支配は経済力、政治力、軍事力、文化力で構成される。米の経済力は低下の一端、その中で軍事侵攻の失敗、そしてBRICsと総称される中国、インド、ブラジル、ロシア等の国ぐにが経済力を強くした。

その結果なにおこったか、力関係の変化、G7からG20である。そのなかから新しい帝国主義国があらわれている。こうして帝国主義諸国間の競争、闘争は激化する。そのあらわれが領土、天然資源をめぐる利権と権益のための競争だ。この競争は資本主義のもとでは力による以外にない。国家独占資本主義間の争いでもある。

◇資料1 ◇経済三団体見解(二〇一〇年十一月十一日)

早 期 参 加 を 求 め る

今後本格的な人口減少社会をむかえるわが国が、経済の競争力を高め、国内における雇用を維持・拡大し、国民生活の向上を図っていくためには、アジア太平洋をはじめとする各国・地域との経済連携協定を積極的に締結し、わが国経済の成長につなげていかなければならない。

こうしたなか、米国を含む環太平洋九カ国によりTPP交渉が進められている。経済成長戦略を実現していく上で、わが国の本交渉への参加は欠くことのできない重要なステップとなる。万が一、この機会を逃せば、わが国は国際的な事業環境の整備において諸外国から大きく後れをとり、ひいては世界の成長と繁栄から取り残されることになりかねない。

あわせて、農業の構造改革を推進するとともに真に必要な国内対策を総合的に講じ、TPP推進と農業の産業基盤強化との両立を図る必要がある。

来る十一月一三、一四日には、総理が議長となり「APEC首脳会議」が開催される。われわれは、アジア太平洋地域の成長と繁栄に向けた議長国の責務として、APEC首脳会議の場でわが国がTPP交渉への参加を表明することを強く求め、ここに決議する。

◇資料2 ◇連合談話(二〇一〇年十一月九日)

政府の強いリーダーシップ期待

1、十一月九日、政府は包括的経済連携に関する基本方針について閣議決定を行った。

経済新興国の急激な発展による世界経済の構造変革が進むとともに、主要貿易国間における高レベルのEPA/FTA網が拡大しており、我が国企業の一層の海外流出や雇用喪失の恐れもある。

そのような中で、我が国の将来の成長と発展の基盤を再構築するために、高レベルの包括的経済連携の強化を進めると同時に、国内産業の競争力強化等、抜本的な国内対策を先行的に推進するとの方針が明示されたことは評価できる。

2、包括的経済連携の強化の基本的取り組みに関しては、「特に政治的・経済的に重要な国・地域との連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指す」としている。環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、「国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始すること」を明確に示したことを評価する。アジア太平洋自由貿易国の実現を視野に二一世紀の貿易・投資ルール形成に向けた、政府の強いリーダーシップを期待する。

3、国内対策については、「農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進する」としている。具体的には、農業に関しては、持続的な力強い農業を育てるための対策及び看護職・介護福祉士等の人の移動に関する課題に対する基本方針をそれぞれ二〇一一年六月までに策定するとしている。政府はそれぞれの課題について在るべき姿、ビジョンを明確に示した上で、具体化に向けた取り組みを進める必要がある。

◇資料3 ◇金属労見解(二〇一〇年十一月五日)

早 期 参 加 を 求 め る

わが国として、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加表明するか否かが、焦点となつて

いる。わが国は資源の乏しい加工貿易立国であり、自由貿易体制の推進・強化は、わが国の持続的成長と、新興国・発展途上国を含めた世界経済全体の発展にとって、絶対不可欠な条件である。わが国はFTA締結で大きく遅れをとり、輸出産業は国際競争上、著しく不利な状況に追い込まれている。自由貿易体制の強化と国際競争力の確保を図るため、政府は早期にTPP参加表明を行い、参加交渉に着手していくべきである。

◇資料4 ◇基幹労連事務局長談話

市場喪失、生産拠点海外流出、雇用の喪失

政府は昨日の閣僚会議において、TPP（環太平洋経済連携協定）について、「関係国との協議を開始する」ことを決定した。

今回、政府がTPPへの「参加」を明確に示し得なかったことは、きわめて残念であると言わざるを得ない。仮に、TPPに不参加となった場合、現在足元の急激な円高の中、必死に生産活動を行っている輸出産業・企業に対する負の影響は測り知れず、日本は世界のGDPの八割を占めるといわれる市場を喪失する可能性も有り、生産拠点の海外流出とそれに伴う雇用の喪失を加させかねない。

基幹労連は、他国に比べてわが、EPA、FTAの推進に大きく後れをとっている状況を踏まえれば、TPPへの参加表明によって具体交渉にいち早く参画すべきであると考えている。

むしろTPPへの参加によって、国際競争が高まる国内産業があることは理解している。特に農業分野においては政策の強化が求められるのは当然である。一方で、人・物・金が国境を超えるスピードは飛躍的に高まり、その範囲が地球規模に拡大する中、資源の少ない我が国が「ものづくり立国」を指向し、自由貿易国家として営々と発展し続けるためには、TPP参加を契機とする真の改革に取り組むことこそが、世界レベルでの貿易・経済ルール作りにおける日本の影響力を高め、わが国の総合的な競争力強化につながるものと確信する。

裁かれるべきは都教委・悪都議

―「分限免職取り消し」裁判―

みなさま、犯罪都教委&悪都議と、断固、闘う増田です！

一〇月二六日、超不当「分限免職取り消し」請求裁判が結審しました。判決は今年二月一〇日（木）一三時一〇分、東京高裁八二二号法廷。偶然でしょうか、歴史偽造「建国記念の日」の前日です。

東京高裁民事第二部の裁判官たちには、ぜひ日本が「法恥国家」でなく、「法治国家」であることを証明してほしい。以下、私の最終陳述（要旨）を紹介します。

陳述書 教師にはもどれない 東京都の中学校社会科教員として三三年間、生徒たちと充実した教職生活を送っていた私が、被控訴人都教委によって本件免職処分を受けてから、はや四年の歳月が過ぎ去りました。この「処分取消」請求裁判控訴審も本日もって終わりますので、本法廷の裁判官に渾身から訴えます。

私は、今年、六〇歳になり、遂に定年退職の年を迎えました。

つまり、私がこの裁判で訴え続けた分限処分等の不当性が認められ、「処分取消」が認められたとしても、私は教壇に戻ることは出来ない、私の教師としての生命は、永久に絶たれてしまったということです。

私は、今でも、本件分限処分を受けた二〇〇六年三月の、私が出席することすら許されなかった卒業式の日のことを、そして、その後生徒達や保護者の方々から頂いた手紙のことを思い出し、涙を流します。

私は、この約四年半の間、教壇に立ち授業を行うことはおろか、生徒達に会うことさえできず、経済的な生活基盤も奪われて過ごしてきたのです。

二〇〇九年六月一日の第一審判決（原判決）は、「教育における最大にして最重要な評価者たる生徒達の意見」であるこれらの事実を全く考慮してくれなかったという意味でも、あまりに「公正・中立」を欠く偏頗なものだと思います。

定義・基準を明らかに 原判決は、侵略否定の本件都議・古賀俊明を「国際的に恥を晒すことのできない歴史認識を得々として嬉々として披露している」「歴史偽造主義者達」であり、「侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社の歴史教科書」と中学生に批判して教えたりした「表現は、ことさらに特定の個人及び法人を取り上げて、客観性なく決め付けて、稚拙な表現で揶揄するものであり、特定のものを誹謗するものであることは明らかである」と決め付けました。

しかし、原判決のどこを探しても、なぜ、この表現が「誹謗するものであることは明らか」であるのか、についての『客観性』ある理由、「批判」と「誹謗」の判断基準は、どこにも書いてありません。原判決の論理上は「都教委が『誹謗』と判断して処分し、増田も処分された事実を認めているから、『誹謗するものであることは明らかである』というだけです。本末転倒で、これでは「裁判」というものの意味がありません。付言すれば「稚拙な表現」などとは、さすがの被控訴人にも主張していません。

本法廷においては、「批判」と「誹謗」の定義・基準、「教育の公正・中立」の定義・基準を明らかにしてから、事実認定を行ってくださいるよう、お願いいたします。

ゆ着 また、原判決は、被控訴人都教委らにとって不利な証拠・事実は、全て意図的に欠落させていました。時間の関係からほんの一例だけ挙げます。被控訴人都教委は、私の個人情報に違法に本件都議らに提供していた事実があります。

しかも、その情報漏洩を行っていた者が本件被控訴人都教委の研修センター長であり、私の分限免職の理由となる「研修の成果が上がらない」旨の報告を行った近藤精一なのです。

違法行為の連携も厭わない本件都議らと被控訴人都教委の、通常では考えられない癒着関係についての判断は、本件都議の介入・指示から始まった本件処分が正当であるか不当であるか、被控訴人都教委の幹部として、その違法行為を実行した当該の近藤精一が研修センター所長として私に「公務員の資質の向上」について研修指導を行い評価することが適切であるか否か、の判断には欠かせないものはずですが、にもかかわらず、原判決は、この事実を「事実認定」から完全に欠落させています。

一方、原判決は、私に有利な証拠事実は全く意図的に欠落させていました。これも、ほんの一例を挙げれば、私のただ一人の直接の上司である九段中学校長の「何の問題もない教員だった」という勇氣ある証言なども全く事実認定していません。私が「公正・中立な教育をしていたか否か、公務員適格か否か」、最もよく知る立場にあったのは九段中学校長であって、被控訴人都教委らではありません。

歴史認識 また、被控訴人教委は「客観的に正しい歴史認識など存在しない」とまで主張しましたが、本年八月一〇日の菅首相談話にも見られるように日本政府は「日本の植民地支配と侵略」を国の内外に謝罪しています。つまり、被控訴人教委は、政府見解は「客観的に正しい歴史認識」ではない、と主張しているのです。このような被控訴人と、日本国憲法を判断基準の前提とする社会科学者として「歴史の真実に照らし、客観的に誤った歴史認識」を批判して教えた私と、どちらが本当の「公務員不適格」でしょうか？

本件では裁判官の歴史認識も問われているのです。ぜひ、裁判所としてこの点の判断をお願いします。というより、この点の判断をしなければ、私の表現が「誹謗」なのか、正当な「批判」なのかは、本来、判断はできないはずで。

酷い さらに、分限免職事例裁判の基準となる、長東小学校校長事件の最高裁判例は「免職処分の場合における適格性の判断を特に厳密、慎重にすべき」との基準を示していますが、第一審では、被控訴人教委側は関係する証人の全てが、私の「適格性の判断を特に厳密、慎重に」行っていないことを証言したにもかかわらず、原判決はこれも無視するという判断をしています。

その上、これは提出している公平原則違反の証拠の中のほんの一例ですが、ある小学校副校長の場合は「一般教員時代の二〇〇二年六月頃から二〇〇三年一〇月頃までの間、繰り返し女子児童の身体を自己の身体に引き寄せるといふセクハラ行為を行っていた上、副校長になった二〇〇七年六月から同年九月までの間、複数の女子児童に対して腰付近をさわるといふ行為を繰り返し行っていた。」にもかかわらず、被控訴人教委は停職六ヶ月にしかせず、「公務員適格」と判断しています。

しかし、私の行った言動は、このセクシヤル・ハラメント教員よりも酷い処分が値するようなものでしょうか？
(二〇一〇年一〇月二六日、増田 都子)

JALパイロット九四名指名解雇

二月九日付で、九四名の日本航空パイロットが、二〇一〇年一月三十一日を退職日とする解雇通告（解雇予告通知）を受けた。暴挙である。彼らは九月二七日に、整理解雇の人選基準案（病歴・航空身体検査・年齢での基準）が示され、以後全員が乗務を外された。この白紙スケジュールでの退職強要は “人格権の侵害” であると彼らは今、東京地裁に仮処分申立を行っている。

JALの経営破綻の原因と経営責任はJAL労働者にはない。破綻の原因は、経済危機などの外的要因やホテル事業など本業以外への投資など、放漫経営、根本には歪んだ航空行政がある。貿易不均衡を理由とした米国からの圧力による大型機の大量導入（B七四七を一一三機など）、過大な需要予測に基づく空港建設、そのための航空機燃油税や着陸料などの公租公課、こうした経営破綻の原因と責任を明確にしない中で整理解雇は、経営責任の全くない従業員に犠牲を押し付けるものだ。

九四人の有志はJALの整理解雇問題は私たちだけの問題ではない。今回の違法・不当な解雇通告が撤回されなければ、裁判で闘う決意」と記者会見で述べた。

たたかいが労働法の出发点

―戦後労働運動制の推移―

下がる賃金―現状

総務省が二〇一〇年十月二十九日、九月の完全失業率は、前月より〇・一ポイント低下の五・〇％で、三ヶ月続けて改善したと発表した。同日発表された厚生労働省の九月の有効求人倍率は、前月より〇・〇一ポイント上昇で、五ヶ月連続で改善したとしている。だが完全失業者数は三四〇万人で失業率水準は依然として高い。

また、九月に「平成二一年分民間給与実態統計調査結果について」が国税庁より発表されている。これによると民間企業で働く従業員（パート、アルバイトを含む）、役員が昨年一年間に受け取った給与の平均は四〇六万円で、前年より二三万七千円減少している。最高だった一九九七年の平均給与四六七万円から二〇〇七年を除いて毎年下落し、過去最大だった〇八年の七万六〇〇〇円減を大幅に上回った。これは〇八年秋以降の景気の悪化が影響したものとされている。

いまや非正規労働者は一七〇〇万人、年収二〇〇万円以下の労働者は一一〇〇万人と不安定低賃金労働者が増大し、貧困の拡大と固定化が拡大している。

長年の規制緩和によって新自由主義路線が貫徹をされ、規制改革によっていまや日本の労働者の三分の一が非正規労働者という状況になっている。この不安定雇用の端緒になったのが一九八五年の派遣法である。その後労働法制の規制緩和が一貫して進められ、労働者の権利、生活を破壊し、ワーキングプア問題や格差問題が社会問題化し顕在化した。派遣村は格差と貧困を象徴するものであった。それが民主党への政権交代のひとつの要因にもなった。

「派遣切り」「ワーキングプア」などに象徴される不安定雇用労働者の激増は、日本社会に深刻な問題を引き起こしている。その大きな要因の一つとなっている、戦後労働法制の推移を紹介したい。

戦後民主化の中で 労働三法

一九四五年一二月に労働組合法が制定され、労働組合の結成の保証、使用者との団体交渉やストライキなど労働争議に対する刑事上・民事上の免責、使用者の不当労働行為などを定めた。

四六年には労働関係調整法が公布され、大規模な争議行為が発生して社会生活に影響を与えるような場合、労働委員会による裁定を行うことなどが規定された。

四七年には労働基準法が制定され、労働条件の最低限の基準と罰則規定が法律で定められた。これら労働組合法、労働関係調整法、労働基準法は、労働三法と呼ばれている。さらに同年、労働者災害補償保険法、職業安定法、失業保険法と、戦後数年の間に主要な労働関係法が誕生した。

同年五月に新憲法が施行。第二八条で労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）が保障された。しかし、四八年の政令二〇一号により公務員のスト権は剥奪された。

高度成長の中で ささまざまな「保護」法制

一九四九年に緊急失業対策法を制定し、国が、自らの費用で、または地方公共団体等が、国庫から全部もしくは一部の補助を受けて実施する失業対策事業を始めることにした。

五九年には労働者の最低生活を保障する最低賃金法が制定。六六年、雇用対策基本計画の策定、職業紹介や技能訓練の実施など、労働力の需給均衡のために国が実施する施策を規定した雇用対策法を制定。七四年に、失業保険法に代わるものとして雇用保険法が制定された。

これによって従来の失業給付に加え、失業予防等を目的とする雇用三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）がスタートした。また、このときに、労働者の失業の予防と雇用の安定を図ることを目的とした雇用調整給付金制度が始まった。

さらに、戦後の日本は、戦前にはびこっていた労働ブローカーの存在を払拭するため、一九四七年制定の職業安定法により、労働者供給事業を原則的に禁止し、民間による職業紹介を許可制をもって規制し、国家主導の職業紹介を進めることにした。

また、一九五六年には職業紹介の国家独占を原則とするILO九六号条約（有料職業紹介所条約）を批准し、職業紹介事業への参入規制を維持した。

主張しない労働運動 労働戦線再編成

しかし、戦後制定されたこれらの労働関係法はその後、多くが改悪、換骨奪胎、あるいは実面でサボタージュされていった。

一九八六年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「派遣法」という）が施行され、九九年に原則自由化、二〇〇四年に製造業にも解禁。〇七年に派遣期間が最長三年に延長され、派遣労働者の拡大と労働条件の改悪が続いた。また、一九八五年に男女雇用機会均等法を制定し、女性労働者の「平等」取扱いを看板に、労働基準法の女子保護規定を剥奪した。最低賃金は生活保護水準を超えるものではなく、逆に低賃金構造を支えるものとなった。

他方で、戦後の労働者の生活と権利を守る労働組合の中軸となった日本労働組合総評議会（総評）が一九八九年一月に解散し、日本労働組合総連合会（連合）が結成されたことも大きく影響している。

総評解体の背景には、中曽根首相（一九八二年～八七年）も公言する通り、総評の中核となっていた国鉄労働組合（国労）つぶしを狙った、国鉄分割民営化（一九八七年）がある。その結果、春闘、地区労など、それまで労働者の主張を大きく体現してきた労働運動も後退し、主張しない労働運動に転換していった。それは、職場・地域レベルでの労働者の権利を擁護する組織と運動の衰退を意味した。

バブル崩壊後 税制改悪、「新時代の『日本の経営』」

この間、中曽根税制改革により法人税が四二%から三〇%へ、所得税最高税率が七〇%から四〇%に引下げられ、物品税も撤廃されて、国家税収の三分の一が喪われたが、富裕層の所得はその分増大して、その多くは土地や株式に向かったため、株相場や土地価格が膨張した(バブル経済)。

そして、八九年末をピークにバブルが崩壊した日本経済は、日本の経営慣行の見直しが叫ばれ、リストラの名目で解雇が相次ぎ、終身雇用制度が崩壊し始め、人件費も抑制された。

小泉政権(二〇〇一年～〇六年)の登場によって、派遣労働の製造業への解禁が強行され、「ロスト・ジェネレーション」などとも俗称される若年非正規雇用労働者の大量発生も、九三年から〇五年の時期の企業の雇用調整によるものである。

一九九五年に日経連(二〇〇二年に経団連に統合)は「新時代の『日本の経営』」を発表した。日経連はこの提言で、労働者を、「長期蓄積能力活用型グループ(正規終身雇用)」「高度専門能力活用型グループ(有期雇用)」「雇用柔軟型グループ(非正規雇用)」という三つのグループに分け、労働力の「弾力化」「流動化」「差別化」を進め、総人件費を節約し、「低コスト」化することを主張した。

これ以後、非正規雇用労働者の数は急速に増大し、いまや労働者の三分の一以上を占め、特に女性労働者の場合は半分以上が非正規雇用となっている。

二重構造の拡大 深刻化、公務員バッシング

中小企業と大企業間の格差Ⅱ二重構造は、戦後の一時期を除き一貫して指摘され、その格差は拡大している。企業規模による賃金格差は、中小企業は大企業の約半分といわれてきたが、加えて、最近では雇用形態による賃金格差も問題になり、派遣・契約の場合は正規雇用の約半分、パートの場合はさらにその半分となる。

中曽根政権以来の新自由主義は、この深刻な格差Ⅱ二重構造に目を向けず、あるいは国民の目をそらすために、「公務員バッシング」の世論形成に努め、特権官僚と一般公務員を同列視し、不満の捌け口を公務員に向けて、大企業・高額所得者への優遇施策を温存している。(茨城ユニオン)

◇ 読者からのおたより ◇

北海道から四国へ 四国に常駐して十月で七年が経過しました。当初の予定では「当面一年」がもう七年です。この七年間で国鉄闘争ばかりでなく、常駐拠点である池田の町の様子もずいぶん変わり、本当に月日の流れを感じます。二十三年間闘ってきた国鉄闘争は、最大の懸案事項である雇用問題が解決していませんから、完全解決に至っていません。ですから、闘いの総括をするにはまだ早いのですが、これまでの常駐生活を少し振り返ってみたいと思います。(「四国常駐記」中野勇人) 編集部より 中野さんが四国常駐の七年を「常駐記」(第五八号)でふり返っていらっしやる、その書き出しです。「四国四県の主要な市町村は地図なしでもどこでも走れる」。

カンパです。一年分八千四百円。残りはカンパ。奥さんとランチでも食べてください。(山形・Y)

編集部より ランチには多すぎる多額なカンパ。申し分けありません。
木下職業病闘争第六回総会 電々公社時代のけいけん腕症候群への職業病闘争を木下さんは三〇年たたかい続けていらつしやる。日本広しといえど最長のたたかいだろう。第六回総会には二百人強が参集。闘いの獲得目標に「職業病の責任を認め、和解金の支払いと関連企業を含めた雇用の実現」とありました。ガンバレ木下さん、そして支援共闘のみなさん。(東京・T)

日本の農業は T P P 参加について、海外で価格競争力をつけたい産業界は歓迎ムード。無策に自由貿易の土俵で他の加盟国と勝負すれば、一次産業は壊滅的打撃を受けることは明らかだ。話を農業に絞れば、就業人口二六〇万人、全就業者の四〇%、平均年齢は六五・八歳、兼業は七〇%以上、平均耕地面積は二・二haという現状がある。すでに産業としては壊滅的だ。「生かさず殺さず」で自民党がとってきた農業政策の失敗は明らかだ。何らかの対策を講じなければ、自由貿易にさらされなくとも崩壊する。(まちづくり県民会議「まちづくり八・六ニュース」)

編集部より 地方の荒廃は旅すればすぐ目につく。しかし、農業は都市住民にはわかりづらい。おくれげせながら 遅ればせながら三十三周年おめでとうございます。実は小生が職に就いたのも一九七七年、「社会通信」の果たされた役割に比して非力のあまり忸怩(じくじ)たる思いです。今後のさらなる発展を祈念しております。(東京・U)

編集部より ご活躍はいろんところで見ております。今号から三十五年めに入ります。
環境アクセスへ 一〇月三二日で、四十一年間務めた国鉄・JRを退職になりました。今後は、環境アクセスで、伊豆多賀駅を中心に、エルダー社員として働くことになりました。闘争団のJR復帰を見とどけたいと思います。滝野様も体に気をつけて社会通信頑張ってください。(静岡・S)

編集部より Sさんも定年ですか。なんだか寂しい。とにかく健康第一。
韓国・全国労働者大会 G 20 が開催中の七日、ソウル市庁舎前広場に四万人の労働者、政党、市民社会団体が結集し全国労働者大会が開かれた。大会のテーマは①労働基本権死守・労働法再改正、②非正規職問題解決。冒頭、民主労総委員長は「非正規職のない世の中をつくる労働関連法全面再改正のための汎国民運動本部」建設を提起した。(A)

編集部より 私は昨年十一月半ば、前韓国労総委員長の講演会に出席。長くつづく軍事政権下の労働運動、日本とは違いましたね。

感謝 先日は連合の資料等、たいへんありがとうございました。おとといの大内講演はなかなか面白かったですね。東京に実家があり、東大の先輩後輩で小森陽一、湯浅誠とかいって、小森陽一よりは幅広く呼ばれているのでいろいろつかんでいるのでしょうか。(しが・I)

編集部より 連合さん、これ以上、右に行けないところまで行ってしまいました。「反・非」新自由主義を看板(かんばん)に、今のところ福祉国家の色合いをとっていますけれど。

「グルメ・ブームの中で 私の居住するまちは夜の八時も過ぎれば、電灯は消え、いわゆるシャッター街。隣のまちは、外食産業の激戦区だ。五百円以内でお腹一杯になる。学園都市まで足を伸ばせば十二時過ぎまで営業。店員は若く、「こ来店です」と元気な声を上げ、店内を走り回っている。勝ち組の店は二十店舗もあり、すべて有名なチェーン。うどん、ラーメン、餃子、牛丼、ステーキ、回転寿司、ハンバーグなど超安価が庶民を呑み込む。当然、従業員は低賃金、長時間労働の「非正規」だろう。ネオリベ観察者の私は、食べながら悲しくなりました。(茨城・H)

編集部より 「生き残り」店とはヤマダうどん、佐野ラーメン、すき家、ステーキ宮、元気寿司、浜寿司、ココス、幸楽苑、宝島、丸亀さぬきうどん、ラーメンショップ、吉野家、貴族の館など。スターバックス、カレー壱番館、珍来なんだそです。諸氏の地域では？

秋の共同行動 十一月九日(火)「北関東ユニオンネット」秋の共同行動」が行われた。パートも派遣も！正規労働者も非正規労働者も！「働く労働者が人間らしく働ける職場と権利の確保を！」、「使い捨てはゴメンだ！安心して働ける職場と賃金を！」この呼びかけとともに始まったピラ配布は、午前七時から。終了予定時間八時前に総数一〇〇〇枚のピラすべてを配布し終えた。

栃木県への要請内容は、①解雇規制、②失業生活および非正規労働者対策、③栃木県地域生活賃金条例(公契約条例)、④アスベスト対策、⑤C型肝炎対策、⑥外国人研修生、実習生の実態、⑦労働委員会についての七項目。
(「地区労宇都宮」十一月二〇日付)